

○検疫法施行令（昭和二十六年政令第三百七十七号）

改正案

現
行

改正案			現行		
別表第一（第一条の二関係）			別表第一（第一条の二関係）		
都道府県	港又は飛行場の名称	（略）	都道府県	港又は飛行場の名称	（略）
福島	福島空港	（略）	福島	福島空港	（略）
千葉	成田国際空港	（略）	千葉	新東京国際空港	（略）
東京	東京国際空港	（略）	東京	東京国際空港	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
別表第三（第四条関係）			別表第三（第四条関係）		
港又は飛行場の名称	水域	陸域	港又は飛行場の名称	水域	陸域

(略)	東京国際空港	成田国際空港	福島空港	(略)
(略)				(略)
(略)	東京国際空港の区域及びその周辺おおむね四〇〇メートル以内の地域のうち、厚生労働大臣が指定する地域	成田国際空港の区域及びその周辺おおむね四〇〇メートル以内の地域のうち、厚生労働大臣が指定する地域	福島空港の区域及びその周辺おおむね四〇〇メートル以内の地域のうち、厚生労働大臣が指定する地域	(略)

(略)	東京国際空港	新東京国際空港	福島空港	(略)
(略)				(略)
(略)	東京国際空港の区域及びその周辺おおむね四〇〇メートル以内の地域のうち、厚生労働大臣が指定する地域	新東京国際空港の区域及びその周辺おおむね四〇〇メートル以内の地域のうち、厚生労働大臣が指定する地域	福島空港の区域及びその周辺おおむね四〇〇メートル以内の地域のうち、厚生労働大臣が指定する地域	(略)

○一般国道の路線を指定する政令（昭和四十年政令第五十八号）

（傍線部分は改正部分）

改正案		別表		現行	
二百九十号	二百九十号	二百九十号	二百九十号	二百九十号	二百九十号
	八日市場市	成田国際空港	柏市		柏市
	船橋市	成田市	会津若松市		会津若松市
	千葉県印旛郡富里町 同郡酒々井町 佐倉市 八千代市		我孫子市 取手市 水海道市 下妻市 下館市 真岡市 栃木県芳賀郡 益子町 同郡茂木町 同県那須郡小 川町 同郡湯津上村 同郡黒羽町 白河市 福島県岩瀬郡長沼町		我孫子市 取手市 水海道市 下妻市 下館市 真岡市 栃木県芳賀郡 益子町 同郡茂木町 同県那須郡小 川町 同郡湯津上村 同郡黒羽町 白河市 福島県岩瀬郡長沼町
二百九十号	二百九十号	二百九十号	二百九十号	二百九十号	二百九十号
	八日市場市	新東京国際空港	柏市		柏市
	船橋市	成田市	会津若松市		会津若松市
	千葉県印旛郡富里町 同郡酒々井町 佐倉市 八千代市		我孫子市 取手市 水海道市 下妻市 下館市 真岡市 栃木県芳賀郡 益子町 同郡茂木町 同県那須郡小 川町 同郡湯津上村 同郡黒羽町 白河市 福島県岩瀬郡長沼町		我孫子市 取手市 水海道市 下妻市 下館市 真岡市 栃木県芳賀郡 益子町 同郡茂木町 同県那須郡小 川町 同郡湯津上村 同郡黒羽町 白河市 福島県岩瀬郡長沼町

改 正 案	現 行
（特定空港） 第一条 特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法（以下「法」という。） 第二条 第一項の規定により特定空港として指定する空港は、<u>成田国際空</u> <u>港</u>とする。	（特定空港） 第一条 特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法（以下「法」という。） 第二条 第一項の規定により特定空港として指定する空港は、<u>新東京国際</u> <u>空港</u>とする。

改 正 案	現 行
第四条の二 航空法第四十九条第三項（同法第五十五条の二第二項及び第五十六条の三第三項において準用する場合を含む。）の規定による補償は、金銭をもつてするものとする。ただし、当事者間の協議によりこれと異なる補償の方法を定めたときは、この限りでない。	第四条の二 航空法第四十九条第三項（同法第五十五条の二第二項、第五十六条及び第五十六条の四第三項において準用する場合を含む。）の規定による補償は、金銭をもつてするものとする。ただし、当事者間の協議によりこれと異なる補償の方法を定めたときは、この限りでない。
第四条の三 航空法第四十九条第四項（同法第五十五条の二第二項及び第五十六条の三第三項において準用する場合を含む。）の規定による物件又は土地の買収の価格は、近傍同種の物件の取引価格等又は近傍類地の取引価格等を考慮して算定した相当な価格とする。	第四条の三 航空法第四十九条第四項（同法第五十五条の二第二項、第五十六条及び第五十六条の四第三項において準用する場合を含む。）の規定による物件又は土地の買収の価格は、近傍同種の物件の取引価格等又は近傍類地の取引価格等を考慮して算定した相当な価格とする。
第四条の四 第四条の二の規定は航空法第五十条第一項（同法第五十五条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による補償について、前条の規定は同法第五十条第二項（同法第五十五条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による土地の買収の価格について準用する。	第四条の四 第四条の二の規定は航空法第五十条第一項（同法第五十五条の二第二項及び第五十六条において準用する場合を含む。）の規定による補償について、前条の規定は同法第五十条第二項（同法第五十五条の二第二項及び第五十六条において準用する場合を含む。）の規定による土地の買収の価格について準用する。
第五条 航空法第五十六条第一項の政令で定める第二種空港は、釧路空港、函館空港、仙台空港、新潟空港、名古屋空港、松山空港、福岡空港、新北九州空港、長崎空港、熊本空港、大分空港、宮崎空港、鹿児島空港及び那覇空港とする。	第五条 航空法第五十六条の二第一項の政令で定める第二種空港は、釧路空港、函館空港、仙台空港、新潟空港、名古屋空港、松山空港、福岡空港、新北九州空港、長崎空港、熊本空港、大分空港、宮崎空港、鹿児島空港及び那覇空港とする。

改 正 案	現 行
（法第七条の二第一項に規定する政令で定める法人） 第九条の二 法第七条の二第一項に規定する政令で定める法人は、同項に規定する公庫のほか、次に掲げる法人とする。 一 四十八 （略） 四十九 <u>成田国際空港株式会社（成田国際空港株式会社法（平成十五年法律第二百二十四号）附則第十二条第一項の規定により解散した旧新東京国際空港公団を含む。）</u> 五十 百五十 （略）	（法第七条の二第一項に規定する政令で定める法人） 第九条の二 法第七条の二第一項に規定する政令で定める法人は、同項に規定する公庫のほか、次に掲げる法人とする。 一 四十八 （略） 四十九 <u>新東京国際空港公団</u> 五十 百五十 （略）

改正案	別表第二（第一条関係） <table data-bbox="850 185 1131 719"><tr><td data-bbox="1037 185 1131 450">都道府県</td><td data-bbox="850 185 1037 450">千 （略） 葉</td></tr><tr><td data-bbox="1037 450 1131 719">空港名</td><td data-bbox="850 450 1037 719">成田 （略） 国際</td></tr></table>	都道府県	千 （略） 葉	空港名	成田 （略） 国際
都道府県	千 （略） 葉				
空港名	成田 （略） 国際				
現行	別表第二（第一条関係） <table data-bbox="850 1140 1131 1673"><tr><td data-bbox="1037 1140 1131 1404">都道府県</td><td data-bbox="850 1140 1037 1404">千 （略） 葉</td></tr><tr><td data-bbox="1037 1404 1131 1673">空港名</td><td data-bbox="850 1404 1037 1673">新東京 （略） 国際</td></tr></table>	都道府県	千 （略） 葉	空港名	新東京 （略） 国際
都道府県	千 （略） 葉				
空港名	新東京 （略） 国際				

改 正 案	現 行
附 則 23 千葉県警察に関する特例） 千葉県警察の地方警察職員たる警察官の定員の基準は、<u>成田国際空港</u>に係るテロリズムが行われるおそれがあることにかんがみ、当分の間、別表第二千葉県の項の規定にかかわらず、同項に定める人員に三百人を加えた人員とする。 24 専ら<u>成田国際空港</u>に係る警備活動を実施するための部隊として当分の間千葉県警察に特別に設置されるもの（以下「<u>成田国際空港警備隊</u>」という。）の警察官の俸給その他の給与、被服費その他当該警察官の設置に伴い必要となる経費については、第三条第一項の規定にかかわらず、国は、千葉県に対し、所要額を補助するものとする。 25 <u>成田国際空港警備隊</u>が設置されている間における千葉県警察の地方警察職員たる警察官の定員の基準は、別表第二千葉県の項及び附則第二十三項の規定にかかわらず、同項に定める人員に<u>成田国際空港警備隊</u>の警察官千五百人を加えた人員とする。 26 （略） 27 <u>成田国際空港警備隊</u>が設置されている間における千葉県警察の地方警察職員たる警察官の階級別定員の基準は、別表第三第一号の規定にかかわらず、附則第二十三項に定める人員（平成十九年三月三十一日までの間は、同項に定める人員に百五十四人を加えた人員）を別表第三第一号の表（平成八年三月三十一日までの間は、附則第二十一項の表）に掲げる各級に区分し、各区分ごとの人員に順次同表の階級別欄に掲げる割合	附 則 23 千葉県警察に関する特例） 千葉県警察の地方警察職員たる警察官の定員の基準は、<u>新東京国際空港</u>に係るテロリズムが行われるおそれがあることにかんがみ、当分の間、別表第二千葉県の項の規定にかかわらず、同項に定める人員に三百人を加えた人員とする。 24 専ら<u>新東京国際空港</u>に係る警備活動を実施するための部隊として当分の間千葉県警察に特別に設置されるもの（以下「<u>新東京国際空港警備隊</u>」という。）の警察官の俸給その他の給与、被服費その他当該警察官の設置に伴い必要となる経費については、第三条第一項の規定にかかわらず、国は、千葉県に対し、所要額を補助するものとする。 25 <u>新東京国際空港警備隊</u>が設置されている間における千葉県警察の地方警察職員たる警察官の定員の基準は、別表第二千葉県の項及び附則第二十三項の規定にかかわらず、同項に定める人員に<u>新東京国際空港警備隊</u>の警察官千五百人を加えた人員とする。 26 （略） 27 <u>新東京国際空港警備隊</u>が設置されている間における千葉県警察の地方警察職員たる警察官の階級別定員の基準は、別表第三第一号の規定にかかわらず、附則第二十三項に定める人員（平成十九年三月三十一日までの間は、同項に定める人員に百五十四人を加えた人員）を別表第三第一号の表（平成八年三月三十一日までの間は、附則第二十一項の表）に掲げる各級に区分し、各区分ごとの人員に順次同表の階級別欄に掲げる割合

を乗じて得た人員を階級別ごとに合計した人員に、警視については十九人、警部については三十七人、警部補（巡査部長を含む。）については三百九十一人をそれぞれ加えた人員とする。

合を乗じて得た人員を階級別ごとに合計した人員に、警視については十九人、警部については三十七人、警部補（巡査部長を含む。）については三百九十一人をそれぞれ加えた人員とする。

○補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（定義） 第一条 この政令において「補助金等」、「補助事業等」、「補助事業者等」、「間接補助金等」、「間接補助事業等」、「間接補助事業者等」、「各省各庁」又は「各省各庁の長」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（産炭地域振興臨時措置法（昭和三十六年法律第二百十九号）附則第五項、日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第二百五号）第二十條の二、独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律（昭和六十三年法律第六十六号）第十四条、独立行政法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第六十二号）第十八条（同法附則第十六条の規定により読み替えられる場合を含む。）、独立行政法人農畜産業振興機構法（平成十四法律第二百二十六号）第十七条（加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和四十年法律第百十二号）第二十條の二第二項及び肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和六十三年法律第九十八号）第十五条の二の規定により読み替えられる場合を含む。）、独立行政法人国際協力機構法（平成十四年法律第百三十六号）第十四条、独立行政法人国際交流基金法（平成十四年法律第百三十七号）第十三条、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成十四年法律第百四十五号）第十八条（同法附則第十二条第三項の規定により読み替えられる場合を含む。）、独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第百六十二号）第二十八条、独立行政法人日本芸術文化振興会法（平成十四年法律第百六十三号）第十七条、独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第百六十六号）第十三条、独立行政法人鉄道建設・運	（定義） 第一条 この政令において「補助金等」、「補助事業等」、「補助事業者等」、「間接補助金等」、「間接補助事業等」、「間接補助事業者等」、「各省各庁」又は「各省各庁の長」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（<u>新東京国際空港公団法（昭和四十年法律第百十五号）第三十四條の二、産炭地域振興臨時措置法（昭和三十六年法律第二百十九号）附則第五項、日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第二百五号）第二十條の二、独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律（昭和六十三年法律第六十六号）第十四条、独立行政法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第六十二号）第十八条（同法附則第十六条の規定により読み替えられる場合を含む。）、独立行政法人農畜産業振興機構法（平成十四法律第二百二十六号）第十七条（加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和四十年法律第百十二号）第二十條の二第二項及び肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和六十三年法律第九十八号）第十五条の二の規定により読み替えられる場合を含む。）、独立行政法人国際協力機構法（平成十四年法律第百三十六号）第十四条、独立行政法人国際交流基金法（平成十四年法律第百三十七号）第十三条、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成十四年法律第百四十五号）第十八条（同法附則第十二条第三項の規定により読み替えられる場合を含む。）、独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第百六十二号）第二十八条、独立行政法人日本芸術文化振興会法（平成十四年法律第百六十三号）第十七条、独立行政法人福祉医療機構法</u>

輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第八十号）第二十四条、独立行政法人環境再生保全機構法（平成十五年法律第四十三号）第十一条、独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）第二十四条及び独立行政法人国立大学財務・経営センター法（平成十五年法律第十五号）第十九条において準用する場合を含む。以下「法」という。）第二条に規定する補助金等、補助事業等、補助事業者等、間接補助金等、間接補助事業等、間接補助事業者等、各省各庁又は各省各庁の長をいう。

（補助金等の交付の申請の手続）

第三条 法第五条の申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一（四）（略）

五 その他各省各庁の長（地域振興整備公団の補助金等に関してはその総裁、日本中央競馬会、独立行政法人平和祈念事業特別基金、独立行政法人情報通信研究機構、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国際交流基金、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人環境再生保全機構、独立行政法人日本学生支援機構又は独立行政法人国立大学財務・経営センターの補助金等に関してはこれらの理事長とする。第九条第二項及び第三項（第十四条第二項において準用する場合を含む。）、第十三条第四号及び第五号並びに第十四条第一項第二号を除き、以下同じ。）が定める事項

（平成十四年法律第六十六号）第十三条、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第八十号）第二十四条、独立行政法人環境再生保全機構法（平成十五年法律第四十三号）第十一条、独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）第二十四条及び独立行政法人国立大学財務・経営センター法（平成十五年法律第十五号）第十九条において準用する場合を含む。以下「法」という。）第二条に規定する補助金等、補助事業等、補助事業者等、間接補助金等、間接補助事業等、間接補助事業者等、各省各庁又は各省各庁の長をいう。

（補助金等の交付の申請の手続）

第三条 法第五条の申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一（四）（略）

五 その他各省各庁の長（新東京国際空港公団又は地域振興整備公団の補助金等に関してはその総裁、日本中央競馬会、独立行政法人平和祈念事業特別基金、独立行政法人情報通信研究機構、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国際交流基金、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人環境再生保全機構、独立行政法人日本学生支援機構又は独立行政法人国立大学財務・経営センターの補助金等に関してはこれらの理事長とする。第九条第二項及び第三項（第十四条第二項において準用する場合を含む。）、第十三条第四号及び第五号並びに第十四条第一項第二号を除き、以下同じ。）が定める事項

2・3 (略)

(補助金等の返還の期限の延長等)

第九条 (略)

2 補助事業者等は、前項の申請をしようとする場合には、申請の内容を記載した書面に、当該補助事業等に係る間接補助金等の交付又は融通の目的を達成するためとつた措置及び当該補助金等の返還を困難とする理由その他参考となるべき事項を記載した書類を添えて、これを各省各庁の長(地域振興整備公団の補助金等に関してはその総裁、日本中央競馬会、独立行政法人平和祈念事業特別基金、独立行政法人情報通信研究機構、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国際交流基金、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人環境再生保全機構、独立行政法人日本学生支援機構又は独立行政法人国立大学財務・経営センターの補助金等)に提出してはこれらの理事長とする。次項(第十四条第二項において準用する場合を含む。)、第十三条第四号及び第五号並びに第十四条第一項第二号において同じ。)に提出しなければならない。

3 (略)

4 地域振興整備公団の総裁又は日本中央競馬会、独立行政法人平和祈念事業特別基金、独立行政法人情報通信研究機構、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国際交流基金、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人

2・3 (略)

(補助金等の返還の期限の延長等)

第九条 (略)

2 補助事業者等は、前項の申請をしようとする場合には、申請の内容を記載した書面に、当該補助事業等に係る間接補助金等の交付又は融通の目的を達成するためとつた措置及び当該補助金等の返還を困難とする理由その他参考となるべき事項を記載した書類を添えて、これを各省各庁の長(新東京国際空港公団又は地域振興整備公団の補助金等に関してはその総裁、日本中央競馬会、独立行政法人平和祈念事業特別基金、独立行政法人情報通信研究機構、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国際交流基金、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人環境再生保全機構、独立行政法人日本学生支援機構又は独立行政法人国立大学財務・経営センターの補助金等)に提出してはこれらの理事長とする。次項(第十四条第二項において準用する場合を含む。)、第十三条第四号及び第五号並びに第十四条第一項第二号において同じ。)に提出しなければならない。

3 (略)

4 新東京国際空港公団若しくは地域振興整備公団の総裁又は日本中央競馬会、独立行政法人平和祈念事業特別基金、独立行政法人情報通信研究機構、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国際交流基金、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本芸

福祉医療機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人環境再生保全機構、独立行政法人日本学生支援機構若しくは独立行政法人国立大学財務・経営センターの理事長は、法第十八条第三項の規定により補助金等の返還の期限の延長又は返還の命令の全部若しくは一部の取消しをしようとする場合には、前項の規定にかかわらず、地域振興整備公団又は独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構にあつては経済産業大臣、日本中央競馬会又は独立行政法人農畜産業振興機構にあつては農林水産大臣、独立行政法人平和祈念事業特別基金又は独立行政法人情報通信研究機構にあつては総務大臣、独立行政法人国際協力機構又は独立行政法人国際交流基金にあつては外務大臣、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人日本学生支援機構又は独立行政法人国立大学財務・経営センターにあつては文部科学大臣、独立行政法人福祉医療機構にあつては厚生労働大臣、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構にあつては国土交通大臣、独立行政法人環境再生保全機構にあつては環境大臣の承認を受けなければならない。

5 経済産業大臣、農林水産大臣、総務大臣、外務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣又は環境大臣は、前項の承認をしようとする場合には、財務大臣に協議しなければならない。

（事務の委任の範囲及び手続）

第十六条 各省各庁の長は、法第二十六条第一項の規定により、補助金等の交付の申請の受理、交付の決定及びその取消し、補助事業等の実績報告の受理、補助金等の額の確定、補助金等の返還に関する処分その他補助事業等の監督に関する事務の一部を当該各省各庁の機関（地域振興整

術文化振興会、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人環境再生保全機構、独立行政法人日本学生支援機構若しくは独立行政法人国立大学財務・経営センターの理事長は、法第十八条第三項の規定により補助金等の返還の期限の延長又は返還の命令の全部若しくは一部の取消しをしようとする場合には、前項の規定にかかわらず、新東京国際空港公団又は独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構にあつては国土交通大臣、地域振興整備公団又は独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構にあつては経済産業大臣、日本中央競馬会又は独立行政法人農畜産業振興機構にあつては農林水産大臣、独立行政法人平和祈念事業特別基金又は独立行政法人情報通信研究機構にあつては総務大臣、独立行政法人国際協力機構又は独立行政法人国際交流基金にあつては外務大臣、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人日本学生支援機構又は独立行政法人国立大学財務・経営センターにあつては文部科学大臣、独立行政法人福祉医療機構にあつては厚生労働大臣、独立行政法人環境再生保全機構にあつては環境大臣の承認を受けなければならない。

5 国土交通大臣、経済産業大臣、農林水産大臣、総務大臣、外務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣又は環境大臣は、前項の承認をしようとする場合には、財務大臣に協議しなければならない。

（事務の委任の範囲及び手続）

第十六条 各省各庁の長は、法第二十六条第一項の規定により、補助金等の交付の申請の受理、交付の決定及びその取消し、補助事業等の実績報告の受理、補助金等の額の確定、補助金等の返還に関する処分その他補助事業等の監督に関する事務の一部を当該各省各庁の機関（新東京国際

備公団の総裁の事務については地域振興整備公団の機関、日本中央競馬会、独立行政法人平和祈念事業特別基金、独立行政法人情報通信研究機構、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国際交流基金、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人環境再生保全機構、独立行政法人日本学生支援機構又は独立行政法人国立大学財務・経営センターの理事長の事務については日本中央競馬会、独立行政法人平和祈念事業特別基金、独立行政法人情報通信研究機構、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国際交流基金、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人環境再生保全機構、独立行政法人日本学生支援機構又は独立行政法人国立大学財務・経営センターの機関）に委任することができる。ただし、各省各庁の地方支分部局に委任しようとする場合には、当該補助金等の名称を明らかにして、委任しようとする事務の内容及び機関について、財務大臣に協議しなければならない。

2 地域振興整備公団の総裁又は日本中央競馬会、独立行政法人平和祈念事業特別基金、独立行政法人情報通信研究機構、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国際交流基金、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人環境再生保全機構、独立行政法人日本学生支援機構若しくは独立行政法人国立大学財務・経営センターの理事長は、法第二十六条第一項の規定により事務の一部を従たる事務所の職員に

空港公団又は地域振興整備公団の総裁の事務については新東京国際空港公団又は地域振興整備公団の機関、日本中央競馬会、独立行政法人平和祈念事業特別基金、独立行政法人情報通信研究機構、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国際交流基金、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人環境再生保全機構、独立行政法人日本学生支援機構又は独立行政法人国立大学財務・経営センターの理事長の事務については日本中央競馬会、独立行政法人平和祈念事業特別基金、独立行政法人情報通信研究機構、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国際交流基金、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人環境再生保全機構、独立行政法人日本学生支援機構又は独立行政法人国立大学財務・経営センターの機関）に委任することができる。ただし、各省各庁の地方支分部局に委任しようとする場合には、当該補助金等の名称を明らかにして、委任しようとする事務の内容及び機関について、財務大臣に協議しなければならない。

2 新東京国際空港公団若しくは地域振興整備公団の総裁又は日本中央競馬会、独立行政法人平和祈念事業特別基金、独立行政法人情報通信研究機構、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国際交流基金、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人環境再生保全機構、独立行政法人日本学生支援機構若しくは独立行政法人国立大学財務・経営センターの理事長は、法第二十六条第一項の規定により事務の

委任しようとする場合には、当該補助金等の名称を明らかにして、委任しようとする事務の内容及び職員について、地域振興整備公団又は独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構にあつては経済産業大臣、日本中央競馬会又は独立行政法人農畜産業振興機構にあつては農林水産大臣、独立行政法人平和祈念事業特別基金又は独立行政法人情報通信研究機構にあつては総務大臣、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国際交流基金にあつては外務大臣、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人日本学生支援機構又は独立行政法人国立大学財務・経営センターにあつては文部科学大臣、独立行政法人福祉医療機構にあつては厚生労働大臣、独立行政法人環境再生保全機構にあつては環境大臣の承認を受けなければならない。

3・4 (略)

一部を従たる事務所の職員に委任しようとする場合には、当該補助金等の名称を明らかにして、委任しようとする事務の内容及び職員について、新東京国際空港公団にあつては国土交通大臣、地域振興整備公団又は独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構にあつては経済産業大臣、日本中央競馬会又は独立行政法人農畜産業振興機構にあつては農林水産大臣、独立行政法人平和祈念事業特別基金又は独立行政法人情報通信研究機構にあつては総務大臣、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国際交流基金にあつては外務大臣、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人日本学生支援機構又は独立行政法人国立大学財務・経営センターにあつては文部科学大臣、独立行政法人福祉医療機構にあつては厚生労働大臣、独立行政法人環境再生保全機構にあつては環境大臣の承認を受けなければならない。

3・4 (略)

改正案					現行				
別表					別表				
路線名	起点	終点	重要な経過地		路線名	起点	終点	重要な経過地	
(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	
東九州自動車道	北九州市	鹿児島市	行橋市 福岡県京都郡豊津町 同県築上郡椎田町 豊前市 中津市 宇佐市 大分県速見郡日出町 別府市 大分市 臼杵市 津久見市 佐伯市 同県南海部郡蒲江町 延岡市 日向市 西都市 宮崎市 宮崎県宮崎郡清武町 日南市 串間市 鹿児島県曾於郡志布志町 鹿屋市 国分市 同県始良郡隼人町 同郡加治木町		東九州自動車道	北九州市	鹿児島市	行橋市 福岡県京都郡豊津町 同県築上郡椎田町 豊前市 中津市 宇佐市 大分県速見郡日出町 別府市 大分市 臼杵市 津久見市 佐伯市 同県南海部郡蒲江町 延岡市 日向市 西都市 宮崎市 宮崎県宮崎郡清武町 日南市 串間市 鹿児島県曾於郡志布志町 鹿屋市 国分市 同県始良郡隼人町 同郡加治木町	
成田国際空港線	成田市大山	成田国際空港			新東京国際空港港線	成田市大山	新東京国際空港		
関西国際空港	泉佐野市	関西国際空港			関西国際空港	泉佐野市	関西国際空港		

(略)	線
(略)	上之郷
(略)	空港
(略)	

(略)	線
(略)	上之郷
(略)	空港
(略)	

改 正 案		現 行	
（事業計画） 第十五条 法第二十一条第五項の毎年度の事業で政令で定めるものは、次に掲げる事業とする。 一 次の表の上欄に掲げる事業について、それぞれ同表下欄に掲げる者が行う事業		（事業計画） 第十五条 法第二十一条第五項の毎年度の事業で政令で定めるものは、次に掲げる事業とする。 一 次の表の上欄に掲げる事業について、それぞれ同表下欄に掲げる者が行う事業	
事業	事業を行う者	事業	事業を行う者
（略）	（略）	（略）	（略）
第七条第一号に規定する事項に係る事業	地方公共団体、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、帝都高速度交通営団、都市基盤整備公団及び旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和六十一年法律第八十八号）第一条第三項に規定する会社	第七条第一号に規定する事項に係る事業	地方公共団体、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、帝都高速度交通営団、都市基盤整備公団及び旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和六十一年法律第八十八号）第一条第三項に規定する会社
第七条第二号に規定する事項に係る事業	国、地方公共団体及び成田国際空港株式会社	第七条第二号に規定する事項に係る事業	国、地方公共団体及び新東京国際空港公団
第七条第三号に規定する事項に係	国、地方公共団体及び外貿埠頭公	第七条第三号に規定する事項に係	国、地方公共団体及び外貿埠頭公

二 (略)	(略)	る事業
	(略)	団の解散及び業務の承継に関する法律（昭和五十六年法律第二十八号）第二条第一項の規定により運輸大臣が指定する法人

二 (略)	(略)	る事業
	(略)	団の解散及び業務の承継に関する法律（昭和五十六年法律第二十八号）第二条第一項の規定により運輸大臣が指定する法人

改 正 案	現 行
（継続長期組合員につき組合員期間の通算を認める公庫等の範囲） 第四十三条 法第二百二十四条の二第一項に規定する政令で定める法人は、同項に規定する公庫のほか、次に掲げる法人とする。 一 独立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第百八十二号）附則第二条第一項の規定により解散した旧水資源開発公団、地域振興整備公団、独立行政法人緑資源機構法（平成十四年法律第百三十号）附則第四条第一項の規定により解散した旧緑資源公団（農用地開発公団法の一部を改正する法律（昭和六十三年法律第四十四号）附則第二条の規定により農用地整備公団となつた旧農用地開発公団並びに森林開発公団法の一部を改正する法律（平成十一年法律第七十号）附則第二条の規定により緑資源公団となつた旧森林開発公団及び同法附則第三条第一項の規定により解散した旧農用地整備公団を含む。）、石油公団、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第百八十号）附則第二条第一項の規定により解散した旧日本鉄道建設公団（日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成十年法律第百三十六号）附則第二条第一項の規定により解散した旧日本国有鉄道清算事業団を含む。）、外貿埠頭公団の解散及び業務の承継に関する法律（昭和五十六年法律第二十八号）第一条の規定により解散した旧京浜外貿埠頭公団及び旧阪神外貿埠頭公団、都市基盤整備公団（都市基盤整備公団法（平成十一年法律第七十六号）附則第十七条の規定による廃止前の住宅・都市整備公団法（昭和五十六年法律第四十八号。以下「旧住宅・都市整備公団法」という。）附則第六条第一項	（継続長期組合員につき組合員期間の通算を認める公庫等の範囲） 第四十三条 法第二百二十四条の二第一項に規定する政令で定める法人は、同項に規定する公庫のほか、次に掲げる法人とする。 一 独立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第百八十二号）附則第二条第一項の規定により解散した旧水資源開発公団、地域振興整備公団、独立行政法人緑資源機構法（平成十四年法律第百三十号）附則第四条第一項の規定により解散した旧緑資源公団（農用地開発公団法の一部を改正する法律（昭和六十三年法律第四十四号）附則第二条の規定により農用地整備公団となつた旧農用地開発公団並びに森林開発公団法の一部を改正する法律（平成十一年法律第七十号）附則第二条の規定により緑資源公団となつた旧森林開発公団及び同法附則第三条第一項の規定により解散した旧農用地整備公団を含む。）、石油公団、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第百八十号）附則第二条第一項の規定により解散した旧日本鉄道建設公団（日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成十年法律第百三十六号）附則第二条第一項の規定により解散した旧日本国有鉄道清算事業団を含む。）、<u>新東京国際空港公団</u>、外貿埠頭公団の解散及び業務の承継に関する法律（昭和五十六年法律第二十八号）第一条の規定により解散した旧京浜外貿埠頭公団及び旧阪神外貿埠頭公団、都市基盤整備公団（都市基盤整備公団法（平成十一年法律第七十六号）附則第十七条の規定による廃止前の住宅・都市整備公団法（昭和五十六年法律第四十八号。以下「旧住宅・都市整備公団法」という

の規定により解散した旧日本住宅公団及び同法附則第七条第一項の規定により解散した旧宅地開発公団並びに都市基盤整備公団法附則第六条第一項の規定により解散した旧住宅・都市整備公団を含む。）、日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団並びに本州四国連絡橋公団

二・三（略）

四 独立行政法人国民生活センター法（平成十四年法律第二百二十三号）

附則第二条第一項の規定により解散した旧国民生活センター、日本原子力研究所（日本原子力船開発事業団法の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第九十二号）附則第二条第一項の規定により日本原子力船研究開発事業団となつた旧日本原子力船開発事業団及び日本原子力研究所法の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第五十七号）附則第二条第一項の規定により解散した旧日本原子力船研究開発事業団を含む。）、独立行政法人理化学研究所法（平成十四年法律第六十号）附則第二条第一項の規定により解散した旧理化学研究所、核燃料サイクル開発機構（原子力基本法及び動力炉・核燃料開発事業団法の一部を改正する法律（平成十年法律第六十二号）附則第二条の規定により核燃料サイクル開発機構となつた旧動力炉・核燃料開発事業団を含む。）、公害健康被害補償予防協会（公害健康被害補償法の一部を改正する法律（昭和六十二年法律第九十七号）による改正前の公害健康被害補償法（昭和四十八年法律第一百一十号）第十三条第二項の公害健康被害補償協会を含む。）、独立行政法人国際交流基金法（平成十四年法律第三百三十七号）附則第三条第一項の規定により解散した旧国際交流基金、日本たばこ産業株式会社、日本育英会、独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第六十二号）附則第四条第一項の規定により解散した旧日本体育・学校健康センター（同法附

。）附則第六条第一項の規定により解散した旧日本住宅公団及び同法附則第七条第一項の規定により解散した旧宅地開発公団並びに都市基盤整備公団法附則第六条第一項の規定により解散した旧住宅・都市整備公団を含む。）、日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団並びに本州四国連絡橋公団

二・三（略）

四 独立行政法人国民生活センター法（平成十四年法律第二百二十三号）

附則第二条第一項の規定により解散した旧国民生活センター、日本原子力研究所（日本原子力船開発事業団法の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第九十二号）附則第二条第一項の規定により日本原子力船研究開発事業団となつた旧日本原子力船開発事業団及び日本原子力研究所法の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第五十七号）附則第二条第一項の規定により解散した旧日本原子力船研究開発事業団を含む。）、独立行政法人理化学研究所法（平成十四年法律第六十号）附則第二条第一項の規定により解散した旧理化学研究所、核燃料サイクル開発機構（原子力基本法及び動力炉・核燃料開発事業団法の一部を改正する法律（平成十年法律第六十二号）附則第二条の規定により核燃料サイクル開発機構となつた旧動力炉・核燃料開発事業団を含む。）、公害健康被害補償予防協会（公害健康被害補償法の一部を改正する法律（昭和六十二年法律第九十七号）による改正前の公害健康被害補償法（昭和四十八年法律第一百一十号）第十三条第二項の公害健康被害補償協会を含む。）、独立行政法人国際交流基金法（平成十四年法律第三百三十七号）附則第三条第一項の規定により解散した旧国際交流基金、日本たばこ産業株式会社、日本育英会、独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第六十二号）附則第四条第一項の規定により解散した旧日本体育・学校健康センター（同法附

則第九条の規定による廃止前の日本体育・学校健康センター法（昭和六十年法律第九十二号）附則第六条第一項の規定により解散した旧国立競技場及び旧日本学校健康会並びに同法附則第十三条の規定による廃止前の日本学校健康会法（昭和五十七年法律第六十三号）附則第六条第一項の規定により解散した旧日本学校給食会を含む。）、国立教育会館の解散に関する法律（平成十一年法律第六十二号）第一項の規定により解散した旧国立教育会館、独立行政法人日本学術振興会法（平成十四年法律第五十九号）附則第二条第一項の規定により解散した旧日本学術振興会、放送大学学園法（平成十四年法律第五十六号）第三条に規定する放送大学学園（同法附則第三条第一項の規定により解散した旧放送大学学園を含む。）、独立行政法人日本芸術文化振興会法（平成十四年法律第六十三号）附則第二条第一項の規定により解散した旧日本芸術文化振興会（国立劇場法の一部を改正する法律（平成二年法律第六号）附則第二条の規定により日本芸術文化振興会となつた旧国立劇場を含む。）、社会保険診療報酬支払基金、社会保障研究所の解散に関する法律（平成八年法律第四十号）第一項の規定により解散した旧社会保障研究所、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成十四年法律第六十七号）附則第二条第一項の規定により解散した旧心身障害者福祉協会、年金資金運用基金（年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律（平成十二年法律第二十号）第一条第一項の規定により解散した旧年金福祉事業団を含む。）、日本中央競馬会、独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第二百二十七号）附則第四条第一項の規定により解散した旧農業者年金基金、独立行政法人日本貿易振興機構法（平成十四年法律第七十二号）附則第二条第一項の規定により解散した旧日本貿易振興会、高圧ガス保安協会、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合

則第九条の規定による廃止前の日本体育・学校健康センター法（昭和六十年法律第九十二号）附則第六条第一項の規定により解散した旧国立競技場及び旧日本学校健康会並びに同法附則第十三条の規定による廃止前の日本学校健康会法（昭和五十七年法律第六十三号）附則第六条第一項の規定により解散した旧日本学校給食会を含む。）、国立教育会館の解散に関する法律（平成十一年法律第六十二号）第一項の規定により解散した旧国立教育会館、独立行政法人日本学術振興会法（平成十四年法律第五十九号）附則第二条第一項の規定により解散した旧日本学術振興会、放送大学学園法（平成十四年法律第五十六号）第三条に規定する放送大学学園（同法附則第三条第一項の規定により解散した旧放送大学学園を含む。）、独立行政法人日本芸術文化振興会法（平成十四年法律第六十三号）附則第二条第一項の規定により解散した旧日本芸術文化振興会（国立劇場法の一部を改正する法律（平成二年法律第六号）附則第二条の規定により日本芸術文化振興会となつた旧国立劇場を含む。）、社会保険診療報酬支払基金、社会保障研究所の解散に関する法律（平成八年法律第四十号）第一項の規定により解散した旧社会保障研究所、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成十四年法律第六十七号）附則第二条第一項の規定により解散した旧心身障害者福祉協会、年金資金運用基金（年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律（平成十二年法律第二十号）第一条第一項の規定により解散した旧年金福祉事業団を含む。）、日本中央競馬会、独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第二百二十七号）附則第四条第一項の規定により解散した旧農業者年金基金、独立行政法人日本貿易振興機構法（平成十四年法律第七十二号）附則第二条第一項の規定により解散した旧日本貿易振興会、高圧ガス保安協会、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合

開発機構法（平成十四年法律第四百十五号）附則第二条第一項の規定により解散した旧新エネルギー・産業技術総合開発機構（石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律（昭和五十五年法律第七十一号）附則第七条第一項の規定により解散した旧石炭鉱業合理化事業団、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法附則第十四条の規定による廃止前の産業技術に関する研究開発体制の整備等に関する法律（昭和六十三年法律第三十三号）附則第四条の規定により新エネルギー・産業技術総合開発機構となつた旧新エネルギー総合開発機構及び石炭鉱害賠償等臨時措置法の一部を改正する法律（平成八年法律第二十三号）附則第二条第一項の規定により解散した旧石炭鉱害事業団を含む。）、独立行政法人国際観光振興機構法（平成十四年法律第八十一号）附則第二条第一項の規定により解散した旧国際観光振興会、関西国際空港株式会社、北海道旅客鉄道株式会社、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律（平成十三年法律第六十一号。以下この号において「旅客会社法改正法」という。）による改正前の旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和六十一年法律第八十八号）により設立された東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社及び西日本旅客鉄道株式会社（旅客会社法改正法の施行の日の前日までの間におけるこれらのものに限る。）、四国旅客鉄道株式会社、九州旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社、独立行政法人労働政策研究・研修機構法（平成十四年法律第六十九号）附則第十条第一項の規定により解散した旧日本労働研究機構（日本労働協会法の一部を改正する法律（平成元年法律第三十九号）附則第二条の規定により日本労働研究機構となつた旧日本労働協会を含む。）、中小企業退職金共済

開発機構法（平成十四年法律第四百十五号）附則第二条第一項の規定により解散した旧新エネルギー・産業技術総合開発機構（石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律（昭和五十五年法律第七十一号）附則第七条第一項の規定により解散した旧石炭鉱業合理化事業団、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法附則第十四条の規定による廃止前の産業技術に関する研究開発体制の整備等に関する法律（昭和六十三年法律第三十三号）附則第四条の規定により新エネルギー・産業技術総合開発機構となつた旧新エネルギー総合開発機構及び石炭鉱害賠償等臨時措置法の一部を改正する法律（平成八年法律第二十三号）附則第二条第一項の規定により解散した旧石炭鉱害事業団を含む。）、独立行政法人国際観光振興機構法（平成十四年法律第八十一号）附則第二条第一項の規定により解散した旧国際観光振興会、関西国際空港株式会社、北海道旅客鉄道株式会社、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律（平成十三年法律第六十一号。以下この号において「旅客会社法改正法」という。）による改正前の旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和六十一年法律第八十八号）により設立された東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社及び西日本旅客鉄道株式会社（旅客会社法改正法の施行の日の前日までの間におけるこれらのものに限る。）、四国旅客鉄道株式会社、九州旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社、独立行政法人労働政策研究・研修機構法（平成十四年法律第六十九号）附則第十条第一項の規定により解散した旧日本労働研究機構（日本労働協会法の一部を改正する法律（平成元年法律第三十九号）附則第二条の規定により日本労働研究機構となつた旧日本労働協会を含む。）、中小企業退職金共済

法の一部を改正する法律（平成十四年法律第百六十四号）附則第二条
第一項の規定により解散した旧勤労者退職金共済機構（中小企業退職
金共済法の一部を改正する法律（昭和五十六年法律第三十八号）附則
第五条第一項の規定により解散した旧特定業種退職金共済組合並びに
中小企業退職金共済法の一部を改正する法律（平成九年法律第六十八
号）附則第五条第一項の規定により解散した旧中小企業退職金共済事
業団及び同法附則第六条第一項の規定により解散した旧特定業種退職
金共済組合を含む。）、雇用・能力開発機構（雇用・能力開発機構法
（平成十一年法律第二十号）附則第六条第一項の規定により解散した
旧雇用促進事業団を含む。）、消防団員等公務災害補償等共済基金、
日本消防検定協会、成田国際空港株式会社（成田国際空港株式会社法
（平成十五年法律第二百二十四号）附則第十二条第一項の規定により解
散した旧新東京国際空港公団を含む。）並びに日本環境安全事業株式
会社

五（略）

2

（略）

法の一部を改正する法律（平成十四年法律第百六十四号）附則第二条
第一項の規定により解散した旧勤労者退職金共済機構（中小企業退職
金共済法の一部を改正する法律（昭和五十六年法律第三十八号）附則
第五条第一項の規定により解散した旧特定業種退職金共済組合並びに
中小企業退職金共済法の一部を改正する法律（平成九年法律第六十八
号）附則第五条第一項の規定により解散した旧中小企業退職金共済事
業団及び同法附則第六条第一項の規定により解散した旧特定業種退職
金共済組合を含む。）、雇用・能力開発機構（雇用・能力開発機構法
（平成十一年法律第二十号）附則第六条第一項の規定により解散した
旧雇用促進事業団を含む。）、消防団員等公務災害補償等共済基金、
日本消防検定協会並びに日本環境安全事業株式会社

五（略）

2

（略）

改 正 案	現 行
（緊急自動車） 第十三条 法第三十九条第一項の政令で定める自動車は、次に掲げる自動車で、その自動車を使用する者の申請に基づき公安委員会が指定したものの（第一号又は第一号の二に掲げる自動車についてはその自動車を使用する者が公安委員会に届け出たもの）とする。 一 （略） 一の二 国、都道府県、市町村、日本道路公団、<u>関西国際空港株式会社</u>、<u>成田国際空港株式会社</u>又は医療機関が傷病者の緊急搬送のために使用する救急用自動車のうち、傷病者の緊急搬送のために必要な特別の構造又は装置を有するもの 一の三～十一 （略） 2 （略）	（緊急自動車） 第十三条 法第三十九条第一項の政令で定める自動車は、次に掲げる自動車で、その自動車を使用する者の申請に基づき公安委員会が指定したものの（第一号又は第一号の二に掲げる自動車についてはその自動車を使用する者が公安委員会に届け出たもの）とする。 一 （略） 一の二 国、都道府県、市町村、日本道路公団、<u>新東京国際空港公団</u>、<u>関西国際空港株式会社</u>又は医療機関が傷病者の緊急搬送のために使用する救急用自動車のうち、傷病者の緊急搬送のために必要な特別の構造又は装置を有するもの 一の三～十一 （略） 2 （略）

改 正 案	現 行
別表第二（第十条の二関係） 一～三（略） 四 首都高速道路公団、石油公団、地域振興整備公団、都市基盤整備公団、日本道路公団、阪神高速道路公団及び本州四国連絡橋公団 五～十（略）	別表第二（第十条の二関係） 一～三（略） 四 首都高速道路公団、<u>新東京国際空港公団</u>、石油公団、地域振興整備公団、都市基盤整備公団、日本道路公団、阪神高速道路公団及び本州四国連絡橋公団 五～十（略）

○国の利害に係る訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律第七条第一項の公法人を定める政令（昭和三十七年政令第三百九十三号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
国の利害に係る訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律第七条第一項の政令で定める公法人は、奄美群島振興開発基金、医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構、沖縄振興開発金融公庫、核燃料サイクル開発機構、危険物保安技術協会、軽自動車検査協会、健康保険組合、健康保険組合連合会、高圧ガス保安協会、広域臨海環境整備センター、公営企業金融公庫、厚生年金基金、厚生年金基金連合会、港務局、小型船舶検査機構、国際協力銀行、国民健康保険組合、国民健康保険団体連合会、国民生活金融公庫、国民年金基金、国民年金基金連合会、国家公務員共済組合、国家公務員共済組合連合会、産業基盤整備基金、自動車安全運転センター、社会保険診療報酬支払基金、住宅金融公庫、首都高速道路公団、消防団員等公務災害補償等共済基金、水害予防組合、水害予防組合連合、石炭鉱業年金基金、石油公団、全国市町村職員共済組合連合会、地域振興整備公団、地方議会議員共済会、地方競馬全国協会、地方公務員共済組合、地方公務員共済組合連合会、地方公務員災害補償基金、地方住宅供給公社、地方道路公社、中小企業金融公庫、中小企業総合事業団、帝都高速度交通営団、都市基盤整備公団、土地改良区、土地改良区連合、土地区画整理組合、日本原子力研究所、日本小型自動車振興会、日本自転車振興会、日本消防検定協会、日本私立学校振興・共済事業団、日本政策投資銀行、日本赤十字社、日本中央競馬会、日本電気計器検定所、日本道路公団、日本郵政公社、年金資金運用基金、農業共済組合、農業共済組合連合会、農林漁業金融公庫、阪神高速道路公団及び本州四国連絡橋公団とする。	国の利害に係る訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律第七条第一項の政令で定める公法人は、奄美群島振興開発基金、医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構、沖縄振興開発金融公庫、核燃料サイクル開発機構、危険物保安技術協会、軽自動車検査協会、健康保険組合、健康保険組合連合会、高圧ガス保安協会、広域臨海環境整備センター、公営企業金融公庫、厚生年金基金、厚生年金基金連合会、港務局、小型船舶検査機構、国際協力銀行、国民健康保険組合、国民健康保険団体連合会、国民生活金融公庫、国民年金基金、国民年金基金連合会、国家公務員共済組合、国家公務員共済組合連合会、産業基盤整備基金、自動車安全運転センター、社会保険診療報酬支払基金、住宅金融公庫、首都高速道路公団、消防団員等公務災害補償等共済基金、住宅金融公庫、首都高速道路公団、消防団員等公務災害補償等共済基金、<u>新東京国際空港公団</u>、水害予防組合、水害予防組合連合、石炭鉱業年金基金、石油公団、全国市町村職員共済組合連合会、地域振興整備公団、地方議会議員共済会、地方競馬全国協会、地方公務員共済組合、地方公務員共済組合連合会、地方公務員災害補償基金、地方住宅供給公社、地方道路公社、中小企業金融公庫、中小企業総合事業団、帝都高速度交通営団、都市基盤整備公団、土地改良区、土地改良区連合、土地区画整理組合、日本原子力研究所、日本小型自動車振興会、日本自転車振興会、日本消防検定協会、日本私立学校振興・共済事業団、日本政策投資銀行、日本赤十字社、日本中央競馬会、日本電気計器検定所、日本道路公団、日本郵政公社、年金資金運用基金、農業共済組合、農業共済組合連合会、農林漁業金融公庫、阪神高速道路公団及び本州四国連絡橋

公園とする。

改 正 案	現 行
（遊休土地の買取りの協議を行う法人） 第三十八条の十 法第五十八条の九第一項の政令で定める法人は、港務局、地方住宅供給公社、地方道路公社、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人雇用・能力開発機構、首都高速道路公団、地域振興整備公団、中小企業総合事業団、都市基盤整備公団、日本下水道事業団、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、日本道路公団、阪神高速道路公団、本州四国連絡橋公団、独立行政法人水資源機構及び独立行政法人労働者健康福祉機構とする。	（遊休土地の買取りの協議を行う法人） 第三十八条の十 法第五十八条の九第一項の政令で定める法人は、港務局、地方住宅供給公社、地方道路公社、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人雇用・能力開発機構、首都高速道路公団、新東京国際空港公団、地域振興整備公団、中小企業総合事業団、都市基盤整備公団、日本下水道事業団、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、日本道路公団、阪神高速道路公団、本州四国連絡橋公団、独立行政法人水資源機構及び独立行政法人労働者健康福祉機構とする。

改 正 案	現 行
（法第十八条の政令で定める法人） 第十四条 法第十八条の政令で定める法人は、港務局、都市基盤整備公団、日本道路公団、独立行政法人緑資源機構、首都高速道路公団、独立行政法人水資源機構、阪神高速道路公団、地域振興整備公団、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、環境事業団、地方住宅供給公社、日本勤労者住宅協会、石油公団、独立行政法人空港周辺整備機構、本州四国連絡橋公団、地方道路公社、土地開発公社及び日本郵政公社とする。	（法第十八条の政令で定める法人） 第十四条 法第十八条の政令で定める法人は、港務局、都市基盤整備公団、日本道路公団、独立行政法人緑資源機構、首都高速道路公団、独立行政法人水資源機構、阪神高速道路公団、地域振興整備公団、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、環境事業団、<u>新東京国際空港公団</u>、地方住宅供給公社、日本勤労者住宅協会、石油公団、独立行政法人空港周辺整備機構、本州四国連絡橋公団、地方道路公社、土地開発公社及び日本郵政公社とする。

改 正 案	現 行
附 則 1 （略） 2 法附則第三条の政令で定める法人は、次のとおりとする。 一 三 （略） 四 首都高速道路公団、石油公団、地域振興整備公団、日本道路公団、阪神高速道路公団及び本州四国連絡橋公団 五 十 （略） 三・四 （略）	附 則 1 （略） 2 法附則第三条の政令で定める法人は、次のとおりとする。 一 三 （略） 四 首都高速道路公団、<u>新東京国際空港公団</u>、石油公団、地域振興整備公団、都市基盤整備公団、日本道路公団、阪神高速道路公団及び本州四国連絡橋公団 五 十 （略） 三・四 （略）

改 正 案	現 行
（適用除外） 第四条 法第三条第二号に規定する政令で定める法人は、次に掲げる法人とする。 一 （略） 二 首都高速道路公団、日本道路公団、阪神高速道路公団及び本州四国連絡橋公団 三 六 （略）	（適用除外） 第四条 法第三条第二号に規定する政令で定める法人は、次に掲げる法人とする。 一 （略） 二 首都高速道路公団、<u>新東京国際空港公団</u>、日本道路公団、阪神高速道路公団及び本州四国連絡橋公団 三 六 （略）

改 正 案	現 行
（法第二条第二号への政令で定める法人） 第一条 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（以下「法」という。）第二条第二号への政令で定める法人は、奄美群島振興開発基金、医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構、沖縄振興開発金融公庫、海洋科学技術センター、核燃料サイクル開発機構、関西国際空港株式会社、危険物保安技術協会、行政書士会、銀行等保有株式取得機構、警察共済組合、軽自動車検査協会、高圧ガス保安協会、公営企業金融公庫、厚生年金基金連合会、港務局、公立学校共済組合、小型船舶検査機構、国際協力銀行、国民生活金融公庫、国民年金基金連合会、国立大学法人、国家公務員共済組合、国家公務員共済組合連合会、産業基盤整備基金、市議会議員共済会、市町村職員共済組合、指定都市職員共済組合、自動車安全運転センター、司法書士会、社会保険診療報酬支払基金、社会保険労務士会、住宅金融公庫、首都高速道路公団、証券業協会、商工組合中央金庫、商品先物取引協会、消防団員等公務災害補償等共済基金、水害予防組合、水害予防組合連合、税理士会、石炭鉱業年金基金、石油公団、全国市町村職員共済組合連合会、全国社会保険労務士会連合会、総合研究開発機構、大学共同利用機関法人、地域振興整備公団、地方競馬全国協会、地方公務員共済組合連合会、地方公務員災害補償基金、地方住宅供給公社、地方職員共済組合、地方道路公社、中小企業金融公庫、中小企業総合事業団、町村議会議員共済会、帝都高速交通営団、都市基盤整備公団、都市職員共済組合、都職員共済組合、土地家屋調査士会、都道府県議会議員共済会、日本育英会、日本行政書士会連合	（法第二条第二号への政令で定める法人） 第一条 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（以下「法」という。）第二条第二号への政令で定める法人は、奄美群島振興開発基金、医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構、沖縄振興開発金融公庫、海洋科学技術センター、核燃料サイクル開発機構、関西国際空港株式会社、危険物保安技術協会、行政書士会、銀行等保有株式取得機構、警察共済組合、軽自動車検査協会、高圧ガス保安協会、公営企業金融公庫、厚生年金基金連合会、港務局、公立学校共済組合、小型船舶検査機構、国際協力銀行、国民生活金融公庫、国民年金基金連合会、国立大学法人、国家公務員共済組合、国家公務員共済組合連合会、産業基盤整備基金、市議会議員共済会、市町村職員共済組合、指定都市職員共済組合、自動車安全運転センター、司法書士会、社会保険診療報酬支払基金、社会保険労務士会、住宅金融公庫、首都高速道路公団、証券業協会、商工組合中央金庫、商品先物取引協会、消防団員等公務災害補償等共済基金、新東京国際空港公団、水害予防組合、水害予防組合連合、税理士会、石炭鉱業年金基金、石油公団、全国市町村職員共済組合連合会、全国社会保険労務士会連合会、総合研究開発機構、大学共同利用機関法人、地域振興整備公団、地方競馬全国協会、地方公務員共済組合連合会、地方公務員災害補償基金、地方住宅供給公社、地方職員共済組合、地方道路公社、中小企業金融公庫、中小企業総合事業団、町村議会議員共済会、帝都高速交通営団、都市基盤整備公団、都市職員共済組合、都職員共済組合、土地家屋調査士会、都道府県議会議員共済会、日本育英会

会、日本銀行、日本勤労者住宅協会、日本下水道事業団、日本原子力研究所、日本公認会計士協会、日本小型自動車振興会、日本自転車振興会、日本司法書士会連合会、日本消防検定協会、日本私立学校振興・共済事業団、日本政策投資銀行、日本税理士会連合会、日本船舶振興会、日本たばこ産業株式会社、日本たばこ産業共済組合、日本中央競馬会、日本鉄道共済組合、日本電気計器検定所、日本道路公団、日本土地家屋調査士会連合会、日本弁理士会、日本放送協会、日本郵政公社、年金資金運用基金、農水産業協同組合貯金保険機構、農林漁業金融公庫、農林漁業団体職員共済組合、阪神高速道路公団、放送大学学園、本州四国連絡橋公団及び預金保険機構とする。

、日本行政書士会連合会、日本銀行、日本勤労者住宅協会、日本下水道事業団、日本原子力研究所、日本公認会計士協会、日本小型自動車振興会、日本自転車振興会、日本司法書士会連合会、日本消防検定協会、日本私立学校振興・共済事業団、日本政策投資銀行、日本税理士会連合会、日本船舶振興会、日本たばこ産業株式会社、日本たばこ産業共済組合、日本中央競馬会、日本鉄道共済組合、日本電気計器検定所、日本道路公団、日本土地家屋調査士会連合会、日本弁理士会、日本放送協会、日本郵政公社、年金資金運用基金、農水産業協同組合貯金保険機構、農林漁業金融公庫、農林漁業団体職員共済組合、阪神高速道路公団、放送大学学園、本州四国連絡橋公団及び預金保険機構とする。

改 正 案	現 行
（継続長期組合員に係る公庫等の範囲） 第三十九条 法第四百十条第一項に規定する政令で定める法人は、同項に規定する公庫のほか、次に掲げる法人とする。 一 独立行政法人水資源機構（独立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第百八十二号）附則第二条第一項の規定により解散した旧水資源開発公団を含む。）、地域振興整備公団、独立行政法人緑資源機構（独立行政法人緑資源機構法（平成十四年法律第百三十号）附則第四条第一項の規定により解散した旧緑資源公団、森林開発公団法の一部を改正する法律（平成十一年法律第七十号）附則第二条の規定により緑資源公団となつた旧森林開発公団及び同法附則第三条第一項の規定により解散した旧農用地整備公団並びに農用地開発公団法の一部を改正する法律（昭和六十三年法律第四十四号）附則第二条の規定により農用地整備公団となつた旧農用地開発公団を含む。）、石油公団、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第百八十号）附則第二条第一項の規定により解散した旧日本鉄道建設公団及び同法附則第三条第一項の規定により解散した旧運輸施設整備事業団、日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成十年法律第百三十六号）附則第二条第一項の規定により解散した旧日本国有鉄道清算事業団並びに独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法附則第十四条の規定による廃止前の運輸施設整備事業団法（平成九年法律第八十三号）附則第六条第一項の規定により解散した旧船舶整備公団及び同法附則	（継続長期組合員に係る公庫等の範囲） 第三十九条 法第四百十条第一項に規定する政令で定める法人は、同項に規定する公庫のほか、次に掲げる法人とする。 一 独立行政法人水資源機構（独立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第百八十二号）附則第二条第一項の規定により解散した旧水資源開発公団を含む。）、地域振興整備公団、独立行政法人緑資源機構（独立行政法人緑資源機構法（平成十四年法律第百三十号）附則第四条第一項の規定により解散した旧緑資源公団、森林開発公団法の一部を改正する法律（平成十一年法律第七十号）附則第二条の規定により緑資源公団となつた旧森林開発公団及び同法附則第三条第一項の規定により解散した旧農用地整備公団並びに農用地開発公団法の一部を改正する法律（昭和六十三年法律第四十四号）附則第二条の規定により農用地整備公団となつた旧農用地開発公団を含む。）、石油公団、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第百八十号）附則第二条第一項の規定により解散した旧日本鉄道建設公団及び同法附則第三条第一項の規定により解散した旧運輸施設整備事業団、日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成十年法律第百三十六号）附則第二条第一項の規定により解散した旧日本国有鉄道清算事業団並びに独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法附則第十四条の規定による廃止前の運輸施設整備事業団法（平成九年法律第八十三号）附則第六条第一項の規定により解散した旧船舶整備公団及び同法附則

第七条第一項の規定により解散した旧鉄道整備基金を含む。）、外貿埠頭公団の解散及び業務の承継に関する法律（昭和五十六年法律第二十八号）第一条の規定により解散した旧京浜外貿埠頭公団及び旧阪神外貿埠頭公団、都市基盤整備公団（都市基盤整備公団法（平成十一年法律第七十六号）附則第六条第一項の規定により解散した旧住宅・都市整備公団並びに同法附則第十七条の規定による廃止前の住宅・都市整備公団法（昭和五十六年法律第四十八号）附則第六条第一項の規定により解散した旧日本住宅公団及び同法附則第七条第一項の規定により解散した旧宅地開発公団を含む。）、日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団並びに本州四国連絡橋公団

二・三（略）

四 独立行政法人国民生活センター（独立行政法人国民生活センター法（平成十四年法律第二百二十三号）附則第二条第一項の規定により解散した旧国民生活センターを含む。）、日本原子力研究所（日本原子力研究所法の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第五十七号）附則第二条第一項の規定により解散した旧日本原子力船研究開発事業団を含む。）、独立行政法人理化学研究所（独立行政法人理化学研究所法（平成十四年法律第六十号）附則第二条第一項の規定により解散した旧理化学研究所を含む。）、核燃料サイクル開発機構、公害健康被害補償予防協会（公害健康被害補償法の一部を改正する法律（昭和六十二年法律第九十七号）による改正前の公害健康被害補償法（昭和四十八年法律第十一号）第十三条第二項の公害健康被害補償協会を含む。）、独立行政法人国際交流基金（独立行政法人国際交流基金法（平成十四年法律第三十七号）附則第三条第一項の規定により解散した旧国際交流基金を含む。）、日本たばこ産業株式会社、日本育英会

第七条第一項の規定により解散した旧鉄道整備基金を含む。）、新東京国際空港公団、外貿埠頭公団の解散及び業務の承継に関する法律（昭和五十六年法律第二十八号）第一条の規定により解散した旧京浜外貿埠頭公団及び旧阪神外貿埠頭公団、都市基盤整備公団（都市基盤整備公団法（平成十一年法律第七十六号）附則第六条第一項の規定により解散した旧住宅・都市整備公団並びに同法附則第十七条の規定による廃止前の住宅・都市整備公団法（昭和五十六年法律第四十八号）附則第六条第一項の規定により解散した旧日本住宅公団及び同法附則第七条第一項の規定により解散した旧宅地開発公団を含む。）、日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団並びに本州四国連絡橋公団

二・三（略）

四 独立行政法人国民生活センター（独立行政法人国民生活センター法（平成十四年法律第二百二十三号）附則第二条第一項の規定により解散した旧国民生活センターを含む。）、日本原子力研究所（日本原子力研究所法の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第五十七号）附則第二条第一項の規定により解散した旧日本原子力船研究開発事業団を含む。）、独立行政法人理化学研究所（独立行政法人理化学研究所法（平成十四年法律第六十号）附則第二条第一項の規定により解散した旧理化学研究所を含む。）、核燃料サイクル開発機構、公害健康被害補償予防協会（公害健康被害補償法の一部を改正する法律（昭和六十二年法律第九十七号）による改正前の公害健康被害補償法（昭和四十八年法律第十一号）第十三条第二項の公害健康被害補償協会を含む。）、独立行政法人国際交流基金（独立行政法人国際交流基金法（平成十四年法律第三十七号）附則第三条第一項の規定により解散した旧国際交流基金を含む。）、日本たばこ産業株式会社、日本育英会

、独立行政法人日本スポーツ振興センター（独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第百六十二号）附則第四条第一項の規定により解散した旧日本体育・学校健康センター、同法附則第九条の規定による廃止前の日本体育・学校健康センター法（昭和六十年法律第九十二号）附則第六条第一項の規定により解散した旧国立競技場及び旧日本学校健康会並びに同法附則第十三条の規定による廃止前の日本学校健康会法（昭和五十七年法律第六十三号）附則第六条第一項の規定により解散した旧日本学校安全会を含む。）、国立教育会館の解散に関する法律（平成十一年法律第六十二号）第一項の規定により解散した旧国立教育会館、独立行政法人日本学術振興会（独立行政法人日本学術振興会法（平成十四年法律第百五十九号）附則第二条第一項の規定により解散した旧日本学術振興会を含む。）、放送大学学園法（平成十四年法律第百五十六号）第三条に規定する放送大学学園（同法附則第三条第一項の規定により解散した旧放送大学学園を含む。）、独立行政法人日本芸術文化振興会（独立行政法人日本芸術文化振興会法（平成十四年法律第百六十三号）附則第二条第一項の規定により解散した旧日本芸術文化振興会を含む。）、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園、年金資金運用基金、独立行政法人農業者年金基金（独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第百二十七号）附則第四条第一項の規定により解散した旧農業者年金基金を含む。）、独立行政法人日本貿易振興機構（独立行政法人日本貿易振興機構法（平成十四年法律第百七十二号）附則第二条第一項の規定により解散した旧日本貿易振興会を含む。）、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成十四年法律第百四十五号）附則第二条第一項の規定により解散した旧新エネルギー・産業技術総合開発機構及び石

、独立行政法人日本スポーツ振興センター（独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第百六十二号）附則第四条第一項の規定により解散した旧日本体育・学校健康センター、同法附則第九条の規定による廃止前の日本体育・学校健康センター法（昭和六十年法律第九十二号）附則第六条第一項の規定により解散した旧国立競技場及び旧日本学校健康会並びに同法附則第十三条の規定による廃止前の日本学校健康会法（昭和五十七年法律第六十三号）附則第六条第一項の規定により解散した旧日本学校安全会を含む。）、国立教育会館の解散に関する法律（平成十一年法律第六十二号）第一項の規定により解散した旧国立教育会館、独立行政法人日本学術振興会（独立行政法人日本学術振興会法（平成十四年法律第百五十九号）附則第二条第一項の規定により解散した旧日本学術振興会を含む。）、放送大学学園法（平成十四年法律第百五十六号）第三条に規定する放送大学学園（同法附則第三条第一項の規定により解散した旧放送大学学園を含む。）、独立行政法人日本芸術文化振興会（独立行政法人日本芸術文化振興会法（平成十四年法律第百六十三号）附則第二条第一項の規定により解散した旧日本芸術文化振興会を含む。）、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園、年金資金運用基金、独立行政法人農業者年金基金（独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第百二十七号）附則第四条第一項の規定により解散した旧農業者年金基金を含む。）、独立行政法人日本貿易振興機構（独立行政法人日本貿易振興機構法（平成十四年法律第百七十二号）附則第二条第一項の規定により解散した旧日本貿易振興会を含む。）、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成十四年法律第百四十五号）附則第二条第一項の規定により解散した旧新エネルギー・産業技術総合開発機構及び石

炭鉱害賠償等臨時措置法の一部を改正する法律（平成八年法律第二十三号）附則第二条第一項の規定により解散した旧石炭鉱害事業団を含む。）、独立行政法人国際観光振興機構（独立行政法人国際観光振興機構法（平成十四年法律第百八十一号）附則第二条第一項の規定により解散した旧国際観光振興会を含む。）、関西国際空港株式会社、北海道旅客鉄道株式会社、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律（平成十三年法律第六十一号。以下この号において「旅客会社法改正法」という。）による改正前の旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和六十一年法律第八十八号）により設立された東日本旅客鉄道株式会社（旅客会社法改正法の施行の日の前日までの間におけるものに限る。）、四国旅客鉄道株式会社、九州旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社、独立行政法人労働政策研究・研修機構、独立行政法人勤労者退職金共済機構、雇用・能力開発機構（雇用・能力開発機構法（平成十一年法律第二十号）附則第六条第一項の規定により解散した旧雇用促進事業団を含む。）、消防団員等公務災害補償等共済基金、日本消防検定協会、成田国際空港株式会社（成田国際空港株式会社法（平成十五年法律第二百二十四号）附則第十二条第一項の規定により解散した旧新東京国際空港公団を含む。）及び日本環境安全事業株式会社

五（略）

炭鉱害賠償等臨時措置法の一部を改正する法律（平成八年法律第二十三号）附則第二条第一項の規定により解散した旧石炭鉱害事業団を含む。）、独立行政法人国際観光振興機構（独立行政法人国際観光振興機構法（平成十四年法律第百八十一号）附則第二条第一項の規定により解散した旧国際観光振興会を含む。）、関西国際空港株式会社、北海道旅客鉄道株式会社、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律（平成十三年法律第六十一号。以下この号において「旅客会社法改正法」という。）による改正前の旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和六十一年法律第八十八号）により設立された東日本旅客鉄道株式会社（旅客会社法改正法の施行の日の前日までの間におけるものに限る。）、四国旅客鉄道株式会社、九州旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社、独立行政法人労働政策研究・研修機構、独立行政法人勤労者退職金共済機構、雇用・能力開発機構（雇用・能力開発機構法（平成十一年法律第二十号）附則第六条第一項の規定により解散した旧雇用促進事業団を含む。）、消防団員等公務災害補償等共済基金、日本消防検定協会及び日本環境安全事業株式会社

五（略）

改 正 案			現 行		
別表（第一条、第二条、第十条関係）			別表（第一条、第二条、第十条関係）		
名称	根拠法	登記事項	名称	根拠法	登記事項
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
消防団員等公務災害補償等共済基金	消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律（昭和三十一年法律第七号）	代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め	消防団員等公務災害補償等共済基金	消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律（昭和三十一年法律第七号）	代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め
石炭鉱業年金基金	石炭鉱業年金基金法（昭和四十二年法律第三十五号）		<u>新東京国際空港公団</u>	<u>新東京国際空港公団法（昭和四十年法律第十五号）</u>	<u>資本金</u>
（略）	（略）	（略）	石炭鉱業年金基金	石炭鉱業年金基金法（昭和四十二年法律第三十五号）	
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

改 正 案	現 行
（法第三十三条等の法令に基づく許可等の処分） 第二条の五 法第三十三条及び第三十六条の法令に基づく許可等の処分 で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一、二十六（略） 二十七 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第四十九条第一項 ただし書（同法第五十五条の二第二項若しくは第五十六条の三第二項 又は自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第一百七条第二項にお いて準用する場合を含む。）の承認 （法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限） 第三条 法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限で政令で定めるも のは、宅地又は建物の貸借の契約以外の契約については、次に掲げる法 律の規定（これらの規定に基づく命令及び条例の規定を含む。）に基づ く制限で当該宅地又は建物に係るもの及び都市計画法（昭和四十 三年法律第一号）第三十八条第三項の規定により、なお従前の例によ るものとされる緑地地域内における建築物又は土地に関する工事若しく は権利に関する制限（同法第二十六条及び第二十八条の規定により同法 第三十八条第三項の規定の例によるものとされるものを含む。）で当該 宅地又は建物に係るものとする。 一、二十八（略） 二十九 航空法第四十九条第一項（同法第五十五条の二第二項又は自衛 隊法第一百七条第二項において準用する場合を含む。）及び第五十六条	（法第三十三条等の法令に基づく許可等の処分） 第二条の五 法第三十三条及び第三十六条の法令に基づく許可等の処分 で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一、二十六（略） 二十七 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第四十九条第一項 ただし書（同法第五十五条の二第二項、第五十六条若しくは第五十六 条の四第二項又は自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第七 条第二項において準用する場合を含む。）の承認 （法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限） 第三条 法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限で政令で定めるも のは、宅地又は建物の貸借の契約以外の契約については、次に掲げる法 律の規定（これらの規定に基づく命令及び条例の規定を含む。）に基づ く制限で当該宅地又は建物に係るもの及び都市計画法（昭和四十 三年法律第一号）第三十八条第三項の規定により、なお従前の例によ るものとされる緑地地域内における建築物又は土地に関する工事若しく は権利に関する制限（同法第二十六条及び第二十八条の規定により同法 第三十八条第三項の規定の例によるものとされるものを含む。）で当該 宅地又は建物に係るものとする。 一、二十八（略） 二十九 航空法第四十九条第一項（同法第五十五条の二第二項若しくは 第五十六条又は自衛隊法第一百七条第二項において準用する場合を含む

の三第一項

三十・三十一

(略)

2・3
(略)

。及び第五十六条の四第一項

三十・三十一 (略)

2・3
(略)

改 正 案	現 行
行政相談委員法第二条第一項第一号に規定する政令で定める法人は、次のとおりとする。 一〜四 （略） 五 都市基盤整備公団、日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団、本州四国連絡橋公団及び地域振興整備公団 六 日本たばこ産業株式会社、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社、北海道旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社、九州旅客鉄道株式会社、<u>日本貨物鉄道株式会社及び成田国際空港株式会社</u>	行政相談委員法第二条第一項第一号に規定する政令で定める法人は、次のとおりとする。 一〜四 （略） 五 都市基盤整備公団、日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団、<u>新東京国際空港公団</u>、本州四国連絡橋公団及び地域振興整備公団 六 日本たばこ産業株式会社、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社、北海道旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社、九州旅客鉄道株式会社及び<u>日本貨物鉄道株式会社</u>

改 正 案	現 行
（交通施設及び通信施設の整備に関する事項で根幹となるべきもの） 第一条 道路、鉄道、港湾、空港、運河等の交通施設及び通信施設の整備に関する事項で根幹となるべきものは、次の各号に掲げる施設のうち交通通信網の幹線又は交通通信の拠点として広域的に整備する必要があるものの整備に関する事項とする。 一〇四 （略） 五 空港整備法（昭和三十一年法律第八十号）の規定による空港及び航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）<u>第五十六条の四</u>第一項の規定により公共の用に供すべき施設として指定された施設を利用する民間航空用施設 六〇八 （略）	（交通施設及び通信施設の整備に関する事項で根幹となるべきもの） 第一条 道路、鉄道、港湾、空港、運河等の交通施設及び通信施設の整備に関する事項で根幹となるべきものは、次の各号に掲げる施設のうち交通通信網の幹線又は交通通信の拠点として広域的に整備する必要があるものの整備に関する事項とする。 一〇四 （略） 五 空港整備法（昭和三十一年法律第八十号）の規定による空港及び航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）<u>第五十六条の五</u>第一項の規定により公共の用に供すべき施設として指定された施設を利用する民間航空用施設 六〇八 （略）

改 正 案	現 行
附 則 8 法附則第七項に規定する政令で定めるものは、国有財産のうち次に掲げるものとする。 一・二 （略） 三 航空法第五十六条の四第一項の規定により指定された施設のある自衛隊の設置する飛行場又は日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条第四項（<u>ロ</u>）の規定に基づき日本国政府若しくは日本国民が使用する飛行場に設置された空港整備事業の対象となる国有財産で、これらの飛行場の管理をする者が管理することが適当であると認められるもの 13 国土交通大臣は、この会計から一般会計にこの会計に所属する株式の所管換をする場合において、法附則第八項第五号の規定により無償として整理しようとするときは、所管換をする株式の数及び時期その他必要な事項について財務大臣に協議するものとする。 14 法附則第十二項の政令で定める特別の性能を有するものは、九人以上の旅客を乗せることができる飛行機で、国土交通省令で定める気象その他の条件において、千五百メートル以下の長さの滑走路で離陸及び着陸をすることができるものとする。	附 則 8 法附則第七項に規定する政令で定めるものは、国有財産のうち次に掲げるものとする。 一・二 （略） 三 航空法第五十六条の五第一項の規定により指定された施設のある自衛隊の設置する飛行場又は日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条第四項（<u>ロ</u>）の規定に基づき日本国政府若しくは日本国民が使用する飛行場に設置された空港整備事業の対象となる国有財産で、これらの飛行場の管理をする者が管理することが適当であると認められるもの 13 法附則第十二項の政令で定める特別の性能を有するものは、九人以上の旅客を乗せることができる飛行機で、国土交通省令で定める気象その他の条件において、千五百メートル以下の長さの滑走路で離陸及び着陸をすることができるものとする。

改 正 案	現 行
（法第四条第一項の政令で定める土地及び規模） 第二条 法第四条第一項第二号ニに規定する政令で定める土地は、次に掲げる土地とする。 一・二 （略） 三 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第四十条（同法第四十条第二項及び第五十五条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定により飛行場の用に供する土地の区域として告示された区域内に所在する土地 四・五 （略） 2 （略）	（法第四条第一項の政令で定める土地及び規模） 第二条 法第四条第一項第二号ニに規定する政令で定める土地は、次に掲げる土地とする。 一・二 （略） 三 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第四十条（同法第四十条第二項、第五十五条の二第二項及び第五十五条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定により飛行場の用に供する土地の区域として告示された区域内に所在する土地 四・五 （略） 2 （略）

改正案	現行
（法第五十七条の三第一項の政令で定める法人） 第一条 文化財保護法（以下「法」という。）第五十七条の三第一項の政令で定める法人は、核燃料サイクル開発機構、関西国際空港株式会社、九州旅客鉄道株式会社、港務局、四国旅客鉄道株式会社、首都高速道路公団、地域振興整備公団、地方住宅供給公社、地方道路公社、中小企業総合事業団、帝都高速度交通営団、独立行政法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人科学技術振興機構、独立行政法人雇用・能力開発機構、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人水資源機構、独立行政法人緑資源機構、独立行政法人理化学研究所、独立行政法人労働者健康福祉機構、都市基盤整備公団、土地開発公社、<u>成田国際空港株式会社</u>、西日本電信電話株式会社、日本貨物鉄道株式会社、日本勤労者住宅協会、日本原子力研究所、日本電信電話株式会社、日本道路公団、日本放送協会、日本郵政公社、年金資金運用基金、阪神高速道路公団、東日本電信電話株式会社、北海道旅客鉄道株式会社、本州四国連絡橋公団及び地方公共団体の全額出資に係る法人で文化庁長官の指定するものとする。	（法第五十七条の三第一項の政令で定める法人） 第一条 文化財保護法（以下「法」という。）第五十七条の三第一項の政令で定める法人は、核燃料サイクル開発機構、関西国際空港株式会社、九州旅客鉄道株式会社、港務局、四国旅客鉄道株式会社、首都高速道路公団、<u>新東京国際空港公団</u>、地域振興整備公団、地方住宅供給公社、地方道路公社、中小企業総合事業団、帝都高速度交通営団、独立行政法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人科学技術振興機構、独立行政法人雇用・能力開発機構、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人水資源機構、独立行政法人緑資源機構、独立行政法人理化学研究所、独立行政法人労働者健康福祉機構、都市基盤整備公団、土地開発公社、西日本電信電話株式会社、日本貨物鉄道株式会社、日本勤労者住宅協会、日本原子力研究所、日本電信電話株式会社、日本道路公団、日本放送協会、日本郵政公社、年金資金運用基金、阪神高速道路公団、東日本電信電話株式会社、北海道旅客鉄道株式会社、本州四国連絡橋公団及び地方公共団体の全額出資に係る法人で文化庁長官の指定するものとする。

改 正 案	現 行
（法第十条の政令で定める法人） 第三条 法第十条の政令で定める法人は、次のとおりとする。 一 （略） 二 地域振興整備公団、都市基盤整備公団、日本道路公団及び本州四国連絡橋公団	（法第十条の政令で定める法人） 第三条 法第十条の政令で定める法人は、次のとおりとする。 一 （略） 二 <u>新東京国際空港公団</u>、地域振興整備公団、都市基盤整備公団、日本道路公団及び本州四国連絡橋公団

改 正 案	現 行
<u>成田国際空港の安全確保に関する緊急措置法施行令</u> （物件を保管した場合の公示事項） 第一条 <u>成田国際空港の安全確保に関する緊急措置法</u>（以下「法」という。）第三条第十二項（法第五条第三項において準用する場合を含む。以下同じ。）の政令で定める事項は、次に掲げるものとする。 一、四（略）	<u>新東京国際空港の安全確保に関する緊急措置法施行令</u> （物件を保管した場合の公示事項） 第一条 <u>新東京国際空港の安全確保に関する緊急措置法</u>（以下「法」という。）第三条第十二項（法第五条第三項において準用する場合を含む。以下同じ。）の政令で定める事項は、次に掲げるものとする。 一、四（略）

改 正 案	現 行
（広告の規制等に係る許可等の処分） 第六条 法第十八条第一項及び第十九条の法令に基づく許可等の処分で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一～三十 （略） 三十一 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第四十九条第一項ただし書（同法第五十五条の二第二項若しくは第五十六条の三第二項又は自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第百七条第二項において準用する場合を含む。）の承認	（広告の規制等に係る許可等の処分） 第六条 法第十八条第一項及び第十九条の法令に基づく許可等の処分で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一～三十 （略） 三十一 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第四十九条第一項ただし書（同法第五十五条の二第二項、<u>第五十六条の三第二項</u>又は自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第百七条第二項において準用する場合を含む。）の承認

現
行

別表第一（第一条、第三条、第六条関係）			
事業の種類	第一種事業の要件	第二種事業の要件	法律の規定
(略)	イ 飛行場及びその施設の設置の事業（長さが二千五百メートル以上である滑走路を設けるものに限る。）	飛行場及びその施設の設置の事業（長さが千八百七十五メートル以上二千五百メートル未満である滑走路を設けるものに限るものとし、この項のイの第二欄に掲げる要件に該当するものを除く。）	事業主体が国以外の者である場合につき、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第三十八条第一項
四 法第二条第二項 第一号ニ掲げる事業の種類	イ 飛行場及びその施設の設置の事業（長さが二千五百メートル以上である滑走路を設けるものに限る。）	飛行場及びその施設の設置の事業（長さが千八百七十五メートル以上二千五百メートル未満である滑走路を設けるものに限るものとし、この項のイの第二欄に掲げる要件に該当するものを除く。）	事業主体が国以外の者である場合につき、航空法第四十三条第一項

別表第一（第一条、第三条、第六条関係）			
事業の種類	第一種事業の要件	第二種事業の要件	法律の規定
(略)	イ 飛行場及びその施設の設置の事業（長さが二千五百メートル以上である滑走路を設けるものに限る。）	飛行場及びその施設の設置の事業（長さが千八百七十五メートル以上二千五百メートル未満である滑走路を設けるものに限るものとし、この項のイの第二欄に掲げる要件に該当するものを除く。）	事業主体が国以外の者である場合につき、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第三十八条第一項又は第五十五条の三第一項
四 法第二条第二項 第一号ニ掲げる事業の種類	イ 飛行場及びその施設の設置の事業（長さが二千五百メートル以上である滑走路を設けるものに限る。）	飛行場及びその施設の設置の事業（長さが千八百七十五メートル以上二千五百メートル未満である滑走路を設けるものに限るものとし、この項のイの第二欄に掲げる要件に該当するものを除く。）	事業主体が国以外の者である場合につき、航空法第四十三条第一項

別表第四（第十四条関係）	(略)		
		ハ 滑走路の延長を伴う飛行場及びその施設の変更の事業（延長後の滑走路の長さが二千五百メートル以上であり、かつ、滑走路を五百メートル以上延長するものに限る。）	百メートル以上であるものに限る。）
		滑走路の延長を伴う飛行場及びその施設の変更の事業（延長後の滑走路の長さが千八百七十五メートル以上であり、かつ、滑走路を三百七十五メートル以上延長するものに限るものとし、この項のハの第二欄に掲げる要件に該当するものを除く。）	ル以上二千五百メートル未満であるものに限るものとし、この項のロの第二欄に掲げる要件に該当するものを除く。）

別表第四（第十四条関係）	(略)		
		ハ 滑走路の延長を伴う飛行場及びその施設の変更の事業（延長後の滑走路の長さが二千五百メートル以上であり、かつ、滑走路を五百メートル以上延長するものに限る。）	百メートル以上であるものに限る。）
		滑走路の延長を伴う飛行場及びその施設の変更の事業（延長後の滑走路の長さが千八百七十五メートル以上であり、かつ、滑走路を三百七十五メートル以上延長するものに限るものとし、この項のハの第二欄に掲げる要件に該当するものを除く。）	ル以上二千五百メートル未満であるものに限るものとし、この項のロの第二欄に掲げる要件に該当するものを除く。）

又は第五十五条の三第一項

一 法第三十三條第二項第一号の法律の規定であつて政令で定めるもの	土地改良法第八條第四項（同法第四十八條第九項（同法第九十六條の三第五項において準用する場合を含む。）又は同法第九十五條第三項、第九十五條の二第三項若しくは第九十六條の二第五項において準用する場合を含む。）、鉄道事業法第八條第二項（同法第九條第二項（同法第十二條第四項において準用する場合を含む。）又は同法第十二條第四項において準用する場合を含む。）又は同法第三十九條第一項（同法第四十三條第二項において準用する場合を含む。）並びに土地区画整理法第九條第一項（同法第十條第三項において準用する場合を含む。）及び同法第二十一條第一項（同法第三十九條第二項において準用する場合を含む。）
（略）	

一 法第三十三條第二項第一号の法律の規定であつて政令で定めるもの	土地改良法第八條第四項（同法第四十八條第九項（同法第九十六條の三第五項において準用する場合を含む。）又は同法第九十五條第三項、第九十五條の二第三項若しくは第九十六條の二第五項において準用する場合を含む。）、鉄道事業法第八條第二項（同法第九條第二項（同法第十二條第四項において準用する場合を含む。）又は同法第十二條第四項において準用する場合を含む。）又は同法第三十九條第一項（同法第四十三條第二項又は第五十五條の三第二項において準用する場合を含む。）並びに土地区画整理法第九條第一項（同法第十條第三項において準用する場合を含む。）及び同法第二十一條第一項（同法第三十九條第二項において準用する場合を含む。）
（略）	

○公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第二条第一項第三号の法人を定める政令（平成十二年政令第五百二十三号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第二条第一項第三号の政令で定める法人は、次に掲げる法人とする。 一〓四十八（略） <u>四十九 削除</u> 五十〓百十二（略）	公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第二条第一項第三号の政令で定める法人は、次に掲げる法人とする。 一〓四十八（略） <u>四十九 新東京国際空港公団</u> 五十〓百十二（略）

○財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律第六条第二項第三号に規定する法人を定める政令(平成十三年政令第九号)

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
附 則 〔施行期日〕 第一条 この政令は、平成十三年四月一日から施行する。 〔経過措置〕 第二条 財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律第六条第二項第三号の政令で定める法人は、本則各号に掲げるもののほか、当分の間、成田国際空港株式会社とする。	附 則 この政令は、平成十三年四月一日から施行する。

改 正 案	現 行
（特殊法人等の範囲） 第一条 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（以下「法 」という。）第二条第一項の政令で定める法人は、次のとおりとする。 一 日本郵政公社、首都高速道路公団、地域振興整備公団、都市基盤整 備公団、日本道路公団、阪神高速道路公団、本州四国連絡橋公団、帝 都高速交通営団、関西国際空港株式会社、<u>成田国際空港株式会社</u>、 日本環境安全事業株式会社、核燃料サイクル開発機構、日本原子力研 究所、日本中央競馬会及び年金資金運用基金 二・三 （略）	（特殊法人等の範囲） 第一条 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（以下「法 」という。）第二条第一項の政令で定める法人は、次のとおりとする。 一 日本郵政公社、首都高速道路公団、<u>新東京国際空港公団</u>、地域振興 整備公団、都市基盤整備公団、日本道路公団、阪神高速道路公団、本 州四国連絡橋公団、帝都高速交通営団、<u>関西国際空港株式会社</u>、日 本環境安全事業株式会社、核燃料サイクル開発機構、日本原子力研究 所、日本中央競馬会及び年金資金運用基金 二・三 （略）

改 正 案				現 行			
別表第二（第七十四条関係）				別表第二（第七十四条関係）			
名称	位置	管轄区域	(略)	名称	位置	管轄区域	(略)
東京入国管理局成田空港支局	成田市	千葉県のうち成田国際空港の区域	(略)	東京入国管理局成田空港支局	成田市	千葉県のうち新東京国際空港の区域	(略)
東京入国管理局横浜支局	横浜市	神奈川県	(略)	東京入国管理局横浜支局	横浜市	神奈川県	(略)

改 正 案	現 行
（航空局の所掌事務） 第十五条 航空局は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 六（略） 七 <u>成田国際空港株式会社</u>が行う石油パイプライン事業に関する許可及び認可に関すること。 八 十二（略） 二 五（略） （航空局に置く課等） 第六十四条（略） 2 飛行場部に、次の五課及び関西国際空港・中部国際空港監理官一人を置く。 管理課 計画課 <u>成田国際空港課</u> 環境整備課 建設課 三 四（略） （計画課の所掌事務） 第七十条 計画課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 飛行場の整備に関する計画に関すること（<u>成田国際空港課</u>及び関西	（航空局の所掌事務） 第十五条 航空局は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 六（略） 七 <u>新東京国際空港公団</u>が行う石油パイプライン事業に関する許可及び認可に関すること。 八 十二（略） 二 五（略） （航空局に置く課等） 第六十四条（略） 2 飛行場部に、次の五課及び関西国際空港・中部国際空港監理官一人を置く。 管理課 計画課 <u>新東京国際空港課</u> 環境整備課 建設課 三 四（略） （計画課の所掌事務） 第七十条 計画課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 飛行場の整備に関する計画に関すること（<u>新東京国際空港課</u>及び関

国際空港・中部国際空港監理官の所掌に属するものを除く。）。

二 (略)

(成田国際空港課の所掌事務)

第七十一条 成田国際空港課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 成田国際空港の設置及び管理に関すること（環境整備課の所掌に属するものを除く。）。

二 成田国際空港株式会社が行う石油パイプライン事業に関する許可及び認可に関すること。

三 成田国際空港の安全確保に関する緊急措置法（昭和五十三年法律第四十二号）の施行に関すること。

西国際空港・中部国際空港監理官の所掌に属するものを除く。）。

二 (略)

(新東京国際空港課の所掌事務)

第七十一条 新東京国際空港課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 新東京国際空港の設置及び管理に関すること（環境整備課の所掌に属するものを除く。）。

二 新東京国際空港公団が行う石油パイプライン事業に関する許可及び認可に関すること。

三 新東京国際空港の安全確保に関する緊急措置法（昭和五十三年法律第四十二号）の施行に関すること。